

平成十八年四月七日受領
答弁第一九一号

内閣衆質一六四第一九一号

平成十八年四月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の館長符号に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の館長符号に関する質問に対する答弁書

一及び二について

館長符号は、一般に、外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）に規定する外務省の所掌事務を遂行するに際し、外務本省と在外公館長本人との間で連絡を行う必要がある場合に用いられる。